

議会運営委員会会議録

日 時 令和3年3月24日（水） 開会時刻 午後1時11分
閉会時刻 午後1時16分

場 所 議会運営委員会室

出席者 委員長 望月 勝 副委員長 白壁賢一
皆川 巖 河西敏郎 浅川力三 水岸富美男
市川正末 流石恭史 土橋 亨 古屋雅夫
議長 桜本広樹 副議長 杉山 肇
委員外議員 藤本好彦 佐野弘仁 小越智子

欠席者 なし

執行部出席者 なし

議 題

1 動議の取り扱いについて

(1) 日程の追加等について

- 第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正及び第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正への附帯決議については、一括して本日の本会議の日程に追加し議題とすることとし、日程の追加の採決は、簡易採決により行うこととされた。
- 本件は日程追加の採決の後、本会議に上程し提出者の提案理由説明を行うこととされた。

(2) 質疑について

- 本件に対する質疑のある場合は、当委員会終了後、直ちに発言通告書を提出願う。
- 質疑の発言時間は、自民党誠心会、自由民主党・山梨、自由民主党新緑の会及び未来やまなしについては各10分以内、リベラル山梨、公明党及び日本共産党については各5分以内とし、再質疑及び関連質疑は、行わない扱いとされた。
- 質疑の発言順序は、委員長に一任された。

(3) 委員会付託について

- 本件は、委員会付託を省略する扱いとされた。

(4) 討論について

- 討論がある場合には、発言通告書を当委員会終了後、直ちに提出願う。
- 発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより5分以内とされた。
- 討論の発言順序は、委員長に一任された。

(5) 採決方法について

- 採決に当たっては、最初に動議により提出された第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正案及び原案である第17号議案について、まず、第17号議案に対する修正案を起立により採決し、続いて原案である第17号議案を起立により採決することとされた。
- 次に、第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正への附帯決議を起立により採決することとされた。
- なお、昨日の当委員会において協議したとおり、再議に付されている議第3号議案及び議第4号議案については、まず、先に議決したとおり議第3号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例を決するか否かを起立により採決し、次いで、先に議決したとおり議第4号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例に対する附帯決議を決するか否かを起立により採決することとされた。
- 議員提出議案は、再議に付された場合、否決されると廃案とするのであらかじめ了承願う。
- 議第3号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例を先の議決のとおりに決することについては、地方自治法第167条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする。
- 特別多数決の場合は、議長も表決権を有することになる。
- 条例や予算以外の議決事件である議第4号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例に対する附帯決議を先の議決のとおりに決することについては、過半数議決となる。

2 本会議の開始時刻について

- 本会議の開始時刻は、午後3時とされた。

以上